明石市立明石商業高等学校 第1･3･6コンピュータ室パソコン等賃貸借仕様書

１　長期継続契約

本賃貸借契約は地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約として契約期間を 5 年とする。ただし、契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、本賃貸借契約における予算が削減された場合又は年間予定賃貸借料総額未満に減額された場合は、本賃貸借契約を解除する。

２　賃貸借期間

令和９年３月１日から令和 14 年２月 29 日まで

３　物件等

(1) 物件名、数量及び納品場所

① 物件名　第１・３・６コンピュータ室パソコン等賃貸借

② 物件数　第１・３・６コンピュータ室 87 台(先生機 3 台、生徒機 84 台) 複合機 2 台、プロジェクター4 台、デスク、チェアほか

③ 納入場所　明石市魚住町長坂寺 1250 番地　明石市立明石商業高等学校 B 棟ほか

(2) 規格

パソコン及び印刷機ほかの仕様については本仕様書及び別紙「第１・３・６コンピュータ室パソコン等賃貸借機器仕様書」のとおり、または本仕様書及び別紙「第１・３・６コンピュータ室パソコン等賃貸借機器仕様書」に記載している仕様以上とすること。なお、同等以上かどうかは、仕様書等に対する質問書(指定様式)により質問して、回答を得ること。

(3) 製造者等の指定

デスクトップパソコン及びノートパソコン(本体)は、下記の製造者の製品とすること。

Dynabook 株式会社

レノボ・ジャパン株式会社

日本電気株式会社

富士通株式会社

セイコーエプソン株式会社/エプソンダイレクト株式会社

※また保守用部品に関しては当該機種の製造中止後、最低 5 年間、メーカーによる同一の部品の供給が受けられる機種であること。

４　初期設定作業

設定内容は概ね下記を予定する。詳細及び仕様書に記載のない事項については、明石商業高等学校事務局との協議のうえ、実施計画書を提出し、承認を得ること。また、設定作業にかかる費用は購入費用に含み、納入・設定にあたり発生した不具合については、受注者が対応すること。納入後 5 年間は、機器の障害に対して無償で対応すること。

各パソコン本体に端末管理シールの貼り付けを行うこと。端末管理シールに記載する内容は、明石商業高等学校事務局と協議するものとし、作成に係る経費は受注者の負担とする。

教室内の LAN 配線については基本的に既存配線を流用可能だが、ネットワーク構築上問題と思われる不良箇所がある場合は配線しなおすこと。

機器の搬入日については、明石商業高等学校事務局と協議のうえ行うこと。

「PC 登録」

アドミニパスワード、ホスト名、ログインアカウント、パスワード、Bios パスワード等。ディスプレイは、OSD ロックをかけること。

「ソフトウェア等のインストール」

下記のソフトウェア等を、すべて正常に動作するようインストール設定を行うこと。また、導入後の運用において、不具合が発生した場合についても明石商業高等学校事務局と協議のうえ、改善に努めること。

(1) Microsoft　Office2019(本校はスクールアグリメントを所有、インストール作業のみ)、なお、Office(Word、Excel)の環境設定は他教室を参考にして行うこと。

(2) ウイルスバスター　既存のサーバよりインストール(ライセンスは所有済み)

(3) フリーソフト　主な形式のデータ(動画ファイル、PDF ファイル、音声ファイル、LZH/Zip 圧縮解凍ファイル等)についてはユーザーが新たに、インストールすることなく参照可能に設定すること。また、各メディアデータを参照可能とするアプリケーション群は最新版をインストールし、自動アップデート機能を停止させておくこと。

Windows　Live(ファミリーセーフティ以外すべて)、Microsoft Expression Web4、Google Chrome QuickTime、ShockWave、FLASH、RealPlayer、AcrobatReader、Ffftp、GIMP 等本校が指定するフリーソフト

「サーバ接続」

第１・３・６コンピュータ室用に構築したプライマリーサーバとセカンダリーサーバを利用し、データを移行、ドメイン参加するように設定すること。

サーバ設定情報については、設置業者に確認を行うこと。

「ブラウザの設定」

本校に設置されているプロキシを経由して、すべてのパソコンがインターネットに接続できるよう調整すること。

生徒がプロキシの設定等を変更できないようにすること。

ブラウザのスタートページは、Yahoo Japan にすること、不要なアドインは外すこと。

「ネットワーク接続」

既存のネットワーク設定を引継ぎ、接続確認はすべて行うこと。

「什器関係」

本調達で整備する新たな什器類については第 3 ｺﾝﾋﾟｭｰﾀｰ室に納品すること。その際の設置・組立費用は本調達に含まれるものとする。

導入に併せて既設の什器・機器類の撤去引取りも行うこと。

撤去品の詳細については現地確認と打合せの上内容を確定すること。

一部の什器・機器については、継続して利用する為、作業期間中は一時的に別教室に移設を行い、作業完了後には、対象教室に移設させること。

「造作壁施工」

　現教室を２つに分けて利用するための間仕切りを設置すること。
間仕切りの表装は塗装であること。
設置位置・寸法などは現地調査・学校と相談の上決定すること。
床下には電源の配線を通すため、配線経路を確保しておくこと。

「カーペット施工」

　既存カーペットの撤去引取りも含めること
色・デザインについては事前に提示の上イメージと齟齬がないようにすること
教育施設での運用にふさわしい耐久性やメンテナンス性、防炎・制電性能などを考慮した製品であること。業者決定後、学校と相談の上デザインを最終決定すること

「ブラインド施工」

　第３コンピュータ教室内の対象となる窓に対して、ブラインドの施工を行うこと。
既存のブラインドについては撤去引き取りを行うこと。
詳細については現地確認と打合せの上内容を確定すること。

「無線ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設置・設定」

(1) 電源工事 基幹ｽｲｯﾁ・ﾌﾛｱｽｲｯﾁ･無線ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄを設置する際に電源工事が必要な場合は電源工事を行うこととする。 電源盤等の増設や改修が必要な場合は別途、事務局と協議すること。

(2) 無線ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄ設置・設定 学校内の通信(ﾈｯﾄﾜｰｸ)を考慮し、設計を実施すること。 設置対象教室については別紙「新設無線アクセスポイント設置箇所図」(黄枠着色箇所)参照のこと。 設置(増設)した無線ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄが学内にある管理ｻｰﾊﾞ(UNIFAS)へ登録を行い、管理ｻｰﾊﾞ(UNIFAS)での運用管理を行うこと。
また、UNIFAS を指定するバージョンアップまでですること。
設置(増設)する無線ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄについては既存機器とのﾈｯﾄﾜｰｸ設定を考慮し、既存機器と同様の設定を行うこと。また、既存ｱｸｾｽﾎﾟｲﾝﾄの接続等に影響が出ないように設定を行うこと。
PHP の脆弱性に対する対策が必要な場合は、本業務内で実施すること。
機器設定にあたり転倒・転落の防止策やｹｰﾌﾞﾙ抜けを考慮すること。

(3) 「UNIFAS」の設定にて授業用 Wi-Fi の設定を行い、BYOD 端末の MAC ｱﾄﾞﾚｽが取得可能な設定を行うこと。登録した BYOD 端末については、本校に設置されているﾌﾟﾛｷｼを経由してｲﾝﾀｰﾈｯﾄに接続できるように調整すること。

５　保守業務

「定期保守」

　納入物件が常に良好、適正な機能を発揮し、その使用に耐えるよう定期的に専門技術者を派遣して、次に掲げる機器の保守点検を行うとともに、機器、ソフト、適正な助言、提案等を行うこと。

(1) 清掃及び一般調整

(2) 異常の有無の点検及び障害の修復

(3) 必要な部分の性能検査

(4) 自然消滅による機器の摩耗部分の修復・調整

「緊急保守」

機器の故障等、緊急に修理または調整を要する場合は、速やかにメーカー専門技術者を派遣し、48 時間以内に正常な状態に復旧すること、機器を持ち帰る等、復旧に日数を要する場合は、その期間中代替機を設置するものとする。また、納入物品の操作等について、その利用者が電話、FAX 及び電子メール等で照会したときは、速やかに回答すること。なお、故障などで OS の再インストールが必要な場合は、納入完了状態に戻すこと。

(※A4 用紙 1 枚程度に再インストールの方法を文書化すること。)

６　その他

(1) 賃貸借期間終了後は、無償譲渡を行うものとする。

(2) 既存機器の撤去、廃棄に関して今回に入札に含めること。

(3) 賃貸料には動産総合保険料(ソフトウェアを除く)を含むこと。

(4) 所有権留保付売買として扱うため、固定資産税は含まないこと。